

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、当法人の理事・監事並びに評議員の報酬を決定する基準を定めることを目的とする。

(報酬の決定)

- 第2条 ① 理事・監事並びに評議員の報酬は、評議員会の決議による総枠の範囲で、当法人の業績、職員給与との釣り合いおよび他法人等の水準その他を勘案して、評議員会において決定する
- ② 非常勤理事・監事および評議員には、原則として、報酬を支給しない。ただし、評議員会が、特段の決定を行った場合は、この限りではない。

(報酬の表示)

第3条 理事および監事の報酬表示は、次のとおりとする。

1. 常勤理事を除く理事および監事：「役員報酬」
2. 常勤理事：「役員報酬」および「指定職員給与」

(報酬の計算方法)

第4条 ① 職員兼務理事の年額報酬は、給与規程の指定職員給与表による。

(報酬の支給方法)

- 第5条 ① 常勤理事の報酬は、報酬の額（年額）を12等分のうえ、原則として、毎月、職員給与の支給日に支給する。
- ② 前項の支給にあたっては、税金、社会保険料その他の所定の金額（本人からの依頼による控除を含む）を控除する。
- ③ 第1項の支給方法は、原則として、本人が指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことによる。

(長期不就業時の取扱い)

第6条 理事または監事が、傷病その他やむを得ない事由によって、長期にわたって職務を就くことができない場合については、その任期の期間中、原則として、所定の報酬額（職員兼務理事の兼務職員給与を含む）を支給するものとする。ただし、評議員会において、特段の決定をした場合は、この限りではない。

(臨時の措置)

第7条 大規模な災害・事故による被災、業績の急速な低下、財務状況の悪化その他、とくに重大な事由がある場合は、任期の途中においても、理事については評議員会の決定によって、その報酬額の減額（カット）を行うことがある。

(非常勤理事及び非常勤評議員の日当)

第8条 報酬を支給されない非常勤理事及び非常勤評議員が、理事会その他の会議等に出席する場合は、日当日額二万円を支給する。交通費に関しては自己負担とし、多額の交通費を要したものに関しては、別途支給する。

2. 監事が当法人の定期監査、随時監査及び決算監査の実施と当該監査に伴う業務を行う場合は、日当日額五万円を支給する。

(職員給与規程の一部適用)

第9条 常勤理事の「職員の職務にかかる給与」については、職員給与規程の該当部分を準用する。なお、この場合、職員における最高額の給与適用者とみなして取り扱う。

(改定)

第10条 この規程は、評議員会の決議によって改定することができる。

付則

- ① この規程は、平成15年 4月 1日より施行する。
- ② この規程は、平成22年10月 1日より施行する。
- ③ この規程は、平成22年12月 1日より施行する。
- ④ この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。

役員報酬表

〈年俸制等級〉

(単位：円)

役職 等号	基礎給与(a) 月額	基礎給与(a) 年額	役職 等号	基礎給与(a) 月額	基礎給与(a) 年額	役職 等号	基礎給与(a) 月額	基礎給与(a) 年額
1	600,000	7,200,000	21	1,600,000	19,200,000	41	2,600,000	31,200,000
2	650,000	7,800,000	22	1,650,000	19,800,000	42	2,650,000	31,800,000
3	700,000	8,400,000	23	1,700,000	20,400,000	43	2,700,000	32,400,000
4	750,000	9,000,000	24	1,750,000	21,000,000	44	2,750,000	33,000,000
5	800,000	9,600,000	25	1,800,000	21,600,000	45	2,800,000	33,600,000
6	850,000	10,200,000	26	1,850,000	22,200,000	46	2,850,000	34,200,000
7	900,000	10,800,000	27	1,900,000	22,800,000	47	2,900,000	34,800,000
8	950,000	11,400,000	28	1,950,000	23,400,000	48	2,950,000	35,400,000
9	1,000,000	12,000,000	29	2,000,000	24,000,000	49	3,000,000	36,000,000
10	1,050,000	12,600,000	30	2,050,000	24,600,000	50	3,050,000	36,600,000
11	1,100,000	13,200,000	31	2,100,000	25,200,000	51	3,100,000	37,200,000
12	1,150,000	13,800,000	32	2,150,000	25,800,000	52	3,150,000	37,800,000
13	1,200,000	14,400,000	33	2,200,000	26,400,000	53	3,200,000	38,400,000
14	1,250,000	15,000,000	34	2,250,000	27,000,000	54	3,250,000	39,000,000
15	1,300,000	15,600,000	35	2,300,000	27,600,000	55	3,300,000	39,600,000
16	1,350,000	16,200,000	36	2,350,000	28,200,000	56	3,350,000	40,200,000
17	1,400,000	16,800,000	37	2,400,000	28,800,000	57	3,400,000	40,800,000
18	1,450,000	17,400,000	38	2,450,000	29,400,000	58	3,450,000	41,400,000
19	1,500,000	18,000,000	39	2,500,000	30,000,000	59	3,500,000	42,000,000
20	1,550,000	18,600,000	40	2,550,000	30,600,000	60	3,550,000	42,600,000